

令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業
実施設計・施工プロポーザル募集要項

令和7年8月
徳島県農林水産部林業振興課

目 次

1. 目的	1
2. 事業概要	1
3. スケジュール	1
4. 募集要項等の配布	2
5. 審査の体制	2
6. 応募者の参加資格及び条件	3
7. 提出書類	5
8. 応募に際しての留意事項	7
9. 審査及び結果通知	8
10. 現地説明会の開催	9
11. 留意事項	10
12. 法令の遵守	10
13. 事務局	10

令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業 実施設計・施工プロポーザル募集要項

1. 目的

本プロポーザルは、令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業に係る実施設計及び施工を一括して発注し、高い技術力及び豊富な経験等を有する事業者を公募により選定し、優先交渉権者を決定するために実施するものである。

徳島木のおもちゃ美術館では、美術館入口にある「木育のにわ」に県産材による屋根を配し、屋外木育スペースとして改修し、機能強化を行う。

このことにより、県産材の魅力発信を図るとともに、雨天時等での利便性向上により、更なる美術館の利用促進を図る。

2. 事業概要

(1) 事業名(工事名) 令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業

(2) 選定方式 公募型プロポーザル(実施設計・施工一括発注方式)

(3) 事業内容

ア. 設計業務 令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業に係る実施設計

イ. 施工業務 令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業に係る建築工事(撤去含む)及び外構工事。

※詳細については、令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業要求水準書を参照。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月25日までとする。

(5) 上限提案価格

上限提案価格は、32,520千円(消費税込み)とする。

3. スケジュール

日 程		内 容
令和7年	8月1日(金)	募集の公告及び募集要項等の公表
	8月1日(金)	質問及び一次審査書類の受付開始
	8月25日(月)	現地説明会の開催
	9月1日(月)	募集要項等に関する質問受付締切
	9月5日(金)	質問に対する回答・公表
	9月12日(金)	一次審査書類の受付締切
	9月17日(水)	一次審査の実施【書類審査】

	9月17日（水）	一次審査の結果通知
	9月18日（木）	二次審査書類の受付開始
	10月3日（金）	二次審査書類の受付締切
	10月8日（水）	二次審査の実施 【プレゼンテーション及びヒアリング】
	10月17日（金）	審査結果の通知及び公表
	10月20日（月）以降	契約 実施設計に係る県等との協議・実施設計 着工
令和8年	3月	竣工

※スケジュールは多少前後する場合があります。そのときは、徳島県ホームページで周知します。

4. 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和7年8月1日（金）～令和7年9月12日（金）
- (2) 配布場所 募集要項等は、原則として徳島県ホームページから入手するものとし、貸与データについては、事務局で貸与する。
- (3) 配布資料
 - ・令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業実施設計・施工プロポーザル募集要項
 - ・令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業要求水準書
 - ・令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業実施設計・施工プロポーザル評価基準
 - ・令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業基本計画説明書（以下「基本計画説明書」という。）
- (4) 貸与データ
 - ・徳島木のおもちゃ美術館建築図面（DVD-R）

5. 審査の体制

- (1) 選定委員会の設置

令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業実施設計・施工プロポーザル事業者選定委員会設置要綱により、令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業実施設計・施工プロポーザル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 審査方法

審査は、令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業実施設計・施工プロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、選定委員会において、書類審査、プ

レゼンテーション及びヒアリングによる評価を行い、その結果をもとに県が最優秀提案者を決定する。

6. 応募者の参加資格及び条件

応募者は、本事業を効果的・効率的に実施する体制及び能力を有する者（設計企業及び施工企業による共同企業体（乙型）（以下「共同企業体」という。）を含む。）とし、各提出書類の受付日において、それぞれ次に掲げる要件を満たす者とする。

なお、共同企業体は、共同企業体協定書（様式例第1号）に基づく協定を締結すること。

（1）全ての構成員に必要な資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 募集の公告日から契約日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- ④ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- ⑤ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 暴力団の構成員等
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑦ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- ⑧ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けている者でないこと。

- ⑨ 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所閉鎖命令を受けている者でないこと。
- ⑩ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。
- ⑪ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- ⑫ 事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等に未納がないこと。
- ⑬ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 設計企業に必要な資格

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づき、徳島県知事の登録を受けている建築士事務所であること。共同企業体による応募の場合は共同企業体に徳島県知事の登録を受けた建築士事務所が参加しているものであること。

(3) 施工企業に必要な資格

- ① 令和7年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿に、建設工事の種類が「建築一式工事」で登載されている者であること。
- ② 次の要件を全て満たす技術者をこの工事に配置できること。
 - ア この建設工事に関し、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
 - イ 施工企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
- ③ 日本国内において、令和4年度以降に県産材を活用した建築工事（新築、増築、改築、移転、改修）の実績を有し、その契約金額（税込）が1,500万円/件以上であること。（現在履行中のものを除く、国・地方公共団体・民間企業問わず。）

(4) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

- ア 参考見積額と工事費内訳書記載の合計額（税抜き）が一致しない者
- イ 一次審査の評価点が15点未満の場合
- ウ 二次審査において企画提案の評価点（徳島県が別に設置する選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員の評価点の平均点）が55点未満となった場合
- エ 優先交渉権者決定後に、配置予定技術者が配置できなくなった場合
 - ただし、同等の資格を有する者に変更し徳島県が認めた場合はこの限りでない
- オ 参考見積額が、上限提案価格を超えた場合

(5) 無効要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は無効となることがある。

- ア 選定委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（募集要項に定める手続きは除く。）
- イ 評価の公平性に影響を与える行為があったと選定委員会が認めた場合

ウ 募集要項の規定に違反すると徳島県が認めた場合

エ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

（i）提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

（ii）様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

（iii）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

（iv）虚偽の記載がある場合（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）

7. 提出書類

（1） 質問書の受付および回答

ア. 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）により電子メールにて事務局に提出すること。提出後は、必ず確認の電話連絡を行うこと。

イ. 受付期間

令和7年8月1日（金）から令和7年9月1日（月）午後5時まで

ウ. 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年9月5日（金）までに徳島県ホームページにおいて公表する。

（2） 一次審査書類の受付

ア. 一次審査提出書類

（i）一次審査に提出する書類は表-1による。

（ii）各様式は、徳島県ホームページからダウンロードすることとし、枠の微調整は可とする。

（iii）文字サイズは、11ポイントを基本とし、書体は任意とする。

（iv）提出部数は、A4・9部（正本1部、副本8部とする。）

表-1

提出書類	提案様式番号	留意事項
参加申込書	第1号	
添付書類（共同企業体の場合、構成員全て） ①法人の場合は登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書）、個人事業者の場合は個人事業開始届の写し ②会社等の概要が分かる書類（パンフレット等） ③直近2期分の決算書又はこれに類する書類 ④直近の納税証明書（国税・県税）		

⑤共同企業体協定書（様式例第1号）の写し ※共同企業体の場合のみ		
実績調書 （共同企業体の場合、施工企業）	第2号	令和4年度以降の、県産材を活用した建築工事（新築、増築、改築、移転、改修）の契約実績（現在履行中のものを除く、国・地方公共団体・民間企業問わず。）を3件以内で記載すること。
一次審査課題の提案書	第3号	1,000字以内 A4版 1枚（片面縦・横書き）

※各様式において記入事項を証する書類を添付すること

イ. 受付期間

令和7年8月1日（金）から令和7年9月12日（金）午後5時まで（必着）

※持参の場合、午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日を除く）

※FAX又は電子メールによる提出は不可とする。

ウ. 受付場所

事務局

エ. 一次審査課題

実績調書を踏まえて、「令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業実施設計・施工プロポーザルへの取組方針」を1,000字以内で記述すること。

(3) 二次審査書類の受付

ア. 二次審査提出書類

(i) 一次審査に合格した者が提出する書類は表-2による。

(ii) 各様式は、徳島県ホームページからダウンロードすることとし、枠の微調整は可とする。

(iii) 文字サイズは、11ポイントを基本とし、書体は任意とする。

(iv) 提出部数は、A4・9部（正本1部、副本8部とする。）

表-2

提出書類	提案様式番号
企画提案書 課題①「基本計画説明書に基づく令和7年度徳島木のおもちゃ美術館 魅力向上事業のデザイン性、機能性及び品質を実施設計・施工 で確保するための実行体制」	第4号

課題②「本事業に係る県産材の調達方法及び効率的・効果的な外構部 木材利用の提案」	
課題③「工期遵守の提案」	
課題④「維持管理経費の低減についての提案」	
課題⑤「徳島県立あすたむらんど及び徳島県立木のおもちゃ美術館の 指定管理者等並びに来園（館）者への配慮の提案」	
参考見積書	第5号
工事費内訳書	第6号

最優秀提案者決定後の追加提出書類

提出書類	提案様式番号	留意事項
細目内訳書	任意	

イ. 受付期間

令和7年9月18日（木）から令和7年10月3日（金）午後5時まで（必着）

※持参の場合、午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日を除く）

※FAX又は電子メールによる提出は不可とする。

ウ. 受付場所

事務局

8. 応募に際しての留意事項

- (1) 応募は1参加者（1共同企業体）につき1件とする。
- (2) 書類の作成は、A4判片面印刷とする。なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- (3) 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (4) 企画提案書の作成、提出等応募及びヒアリングに要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (6) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。ただし、評価を行う際に必要な場合において、その一部又は全部を複製できるものとする。
- (7) 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- (8) 原則として、本事業の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、事業を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

- (9) 最も適切な企画提案書を提出した者は、徳島県知事から、その旨を通知した後、速やかに契約を締結する。なお、企画提案書はあくまでも提案者の実施能力等を判断するために行うものであり、委託内容・見積りについては再度調整を行った後に契約を締結する。ただし、最も適切な企画提案書を提出した者であっても、契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。
- (10) 本事業の実施に当たっては、施設の安全性など関係各所と十分協議しながら事業を進めるものとする。
- (11) 事業に当たっては、現地調査等を実施し、実施設計等に必要な現地状況を把握し事業を進めるものとする。
- (12) 契約履行過程で生じた成果物、製作物に係る一切の権利は、徳島県に帰属する。
- (13) 本要項にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

9. 審査及び結果通知

(1) 審査方法

審査は、一次審査（資格審査・書類審査）と二次審査（プレゼンテーション審査）の2段階で行う。

(2) 一次審査

ア 一次審査は、事務局において資格審査及び書類審査を実施する。応募数が5事業者を超える場合は、二次審査対象事業者5者を選定する。なお、二次審査には、一次審査の結果を反映しないものとする。

イ 一次審査の結果は、応募のあった全ての事業者に文書で通知する。また、二次審査対象事業者には、二次審査の実施日時・実施場所を通知する。

ウ 一次審査の評価基準は、以下のとおりとする。

【資格審査】

- ・応募者の参加資格及を満たしているか。
- ・必要書類の記載事項が整っているか。

【書類審査】

- ・別表令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業実施設計・施工プロポーザル評価基準に基づく。

(3) 二次審査

ア 徳島県が別に設置する選定委員会において、企画提案書等のプレゼンテーション審査を実施し、その結果を基に最優秀提案者を選定する。提案者が1者であった場合は、企画提案内容の適否を評価する。

イ 審査方法は、別表令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業実施設計・施工プロポーザル評価基準に基づき、審査委員が審査項目ごとに評価を行った評価点の平均点（少数点以下第2位を四捨五入。）に、価格評価点の得点（少数点以下第2

位を四捨五入。)を加えて競う総合評価方式により行う。

ウ 二次審査対象事業者は、二次審査に出席し、企画提案書の内容についてプレゼンテーションを行う。原則非公開とし、1参加者(1共同企業体)につき説明時間は20分以内とし、質疑応答を10分以内とする。

エ プレゼンター及び出席者は、説明者含めて1参加者(1共同企業体)につき3名までとする。

オ 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配付など、事前に提出された企画提案書に記載されていない内容に基づく説明は不可とする。なお、プロジェクター、スクリーン等を利用する場合は、その旨を事前に事務局へ連絡し、機器の接続等について確認すること。

カ 最高得点提案者が複数あるときは、選定委員会での議決により交渉順を決定する。

(4) 審査結果の通知

ア 審査結果は全ての提出者に対し、文書により通知するとともに徳島県ホームページにおいて公表する。ただし、審査の経緯については公表しない。

イ 審査結果に対する異議申立ては受理しない。

(5) 参加表明の秘匿

審査は公平性を担保するため、審査は全て匿名で行い、参加表明をした事実の公表は、二次審査の結果公表まで行わないこととする。

10. 現地説明会の開催

本事業の実施に際し、現地説明会を開催する。

(1) 開催日時

令和7年8月25日(月)午後2時から午後3時まで

(2) 開催場所

徳島県板野郡板野町那東字キビガ谷45-22 徳島県立あすたむらんど内
徳島県立木のおもちゃ美術館 研修室

(3) 内容

ア. 事業及び利用形態等の説明

イ. 現地案内

ウ. その他

(4) 申し込み方法

参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書(様式第2号)により電子メールにて令和7年8月20日(水)までに事務局に提出すること。提出後は、必ず確認の電話連絡を行うこと。

(5) その他

- ア. 説明会の参加は、1者につき3名までとする。
- イ. 募集要項、要求水準書の書類は各自で用意すること。

11. 留意事項

(1) 企画提案の履行

受注者は、企画提案書および契約書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。
ただし、企画提案書のうち、明らかに業務に不利益と認める場合は除くものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、当該参加者が提出した参考見積書の金額以内とする。

(3) 建設業退職金共済証紙の購入

当該事業に係る契約締結時には、建設業退職金共済証紙購入証明書を提出すること。
建設業退職金共済証紙購入率は次表のとおりとする。

工事種別	建築
請負代金額	
1千万円未満	3.5/1,000
1千万円以上～5千万円未満	3.0/1,000
5千万円以上～1億円未満	2.5/1,000
1億円以上～5億円未満	2.1/1,000
5億円以上	1.8/1,000

※1：請負代金額は、消費税相当額を含み、実施設計額を除く金額である。

12. 法令の遵守

本業務の実施に際し、建築基準法、消防法、建築士法、建設業法その他関係法令・規則等を確実に遵守しなければならない。

13. 事務局

徳島県農林水産部 林業振興課 森林利用・木育担当
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
TEL 088-621-2459
電子メール ringyoushinkouka@pref.tokushima.lg.jp